



熊本県公報

第13441号
令和7年(2025年)
6月13日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○保安林の指定の解除に関する予定	(森林保全課) 1
○指定自立支援医療機関の指定	(障がい者支援課) 1
○漁船保険付保義務の消滅(荒尾加入区外12加入区)	(団体支援課) 2
○くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可 能量の変更	(水産振興課) 2
公 告	
○肥料登録	(農業技術課) 2
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課) 2
○令和7年二級建築士試験の実施の変更	(建築課) 3
○熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場 事業)の業務状況の公表	(環境立県推進課) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 14
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課) 14
登 載 依 頼	
○熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規 程の一部を改正する規程	(監査委員事務局) 14
○県立学校学習系ネットワーク用ルータ更新設置設定(令和7 年度(2025年度)分)業務委託に係る一般競争入札に参 加する者に必要な資格等	(教育政策課) 15
○県立学校学習系ネットワーク用ルータ更新設置設定(令和7 年度(2025年度)分)業務委託に係る一般競争入札の実 施	(〃) 15
○県立学校学習系ネットワーク回線及びコンテンツフィルタ運 用業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃) 19
○県立学校学習系ネットワーク回線及びコンテンツフィルタ運 用業務に係る一般競争入札の実施	(〃) 20
○令和7年度(2025年度)県立高等学校実習生産品売払代 金の収納事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託	(高校教育課) 24

告 示

熊本県告示第482号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年(2025年)6月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町早楠字鷹羽重1562番9
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和7年(2025年)6月13日

熊本県知事 木 村 敬

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
新生堂薬局 御船店	令和7年(2025年)6月

上益城郡御船町大字辺田見34番地1	1日
あかり薬局 玉名市大浜町630	令和7年(2025年)6月1日
きよらのさと薬局 阿蘇郡南小国町1963番地5	令和7年(2025年)6月1日
中村調剤薬局 八代市松江町166	令和7年(2025年)6月1日
阿蘇郡市医師会立南部訪問看護ステーション 阿蘇郡高森町高森1612番地1	令和7年(2025年)6月1日

熊本県告示第484号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和3年（2021年）6月11日熊本県告示第527号で公示した下記加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和7年（2025年）6月10日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。
令和7年（2025年）6月13日

熊本県知事 木 村 敬

記

（加入区名）
荒尾、海路口、樋島、栖本、中、維和、上、湯島、御所浦、佐伊津、崎津、深海、久玉

熊本県告示第485号
漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和7管理年度（令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。
令和7年（2025年）6月13日

熊本県知事 木 村 敬

特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和7管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
熊本県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	22.7トン	32.4トン
熊本県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	16.5トン	17.5トン

公 告

熊本県公告第371号
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。
令和7年（2025年）6月13日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1398号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量：6.0 りん酸全量：4.0 加里全量：2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	令和13年（2031年）6月8日

熊本県公告第372号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営涌井地

区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和7年（2025年）6月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 縦覧に供する書類の名称
県営涌井地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
令和7年（2025年）6月16日から令和7年（2025年）7月11日まで
- 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第373号

令和7年（2025年）2月28日熊本県公告第120号で公告した令和7年（2025年）二級建築士試験について、試験場所を次のとおり変更する。
令和7年（2025年）6月13日

熊本県知事 木 村 敬

変更前	変更後
3 試験場所 (1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号	3 試験場所 (1) 学科の試験 熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目5番1号

熊本県公告第374号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和6年度（2024年度）下半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。
令和7年（2025年）6月13日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の令和6年度（2024年度）下半期（令和6年（2024年）10月1日から令和7年（2025年）3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

- 事業の概況
本県の電気事業（7水力発電所、最大出力55,600キロワット）については、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく「発電事業」として、九州電力株式会社と電力需給契約を締結し、電力の供給を実施している。
当期の供給電力量は、52,034,577キロワット時で、目標供給電力量49,429,000キロワット時に対し105.3パーセントの達成率となり、料金収入は、1,331,012,253円であった。目標供給電力量に対して供給電力量が増加した主な要因は、市房第一発電所において、水圧鉄管の塗装工事のため発電機の4か月停止を予定していたが、工程の調整及び施工方法の改良により停止期間を約1.5か月に短縮したこと及び市房・緑川発電所において、令和6年10月及び同年11月の降水量が例年を上回り、流入量が増加したことが挙げられる。
笠振、菊鹿及び緑川第三発電所における契約料金については、基本料金及び従量料金による二部料金制となっている。
市房第一及び市房第二発電所における契約料金については、令和2年度（2020年度）から、緑川第一及び緑川第二発電所については、令和4年（2022年）11月から固定価格買取制度に移行し、発電量に応じた完全従量制となっている。
(1) 電力の供給状況について
当期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

月	区分	水 力 発 電							全発電所計
		市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	笠 振	菊 鹿	緑川第三	
10	目標(kWh)	2,926,000	718,000	5,180,000	3,073,000	297,000	260,000	130,000	12,584,000
	実績(kWh)	3,067,632	993,006	5,896,080	3,779,256	348,506	252,056	162,202	14,498,738
	達成率(%)	104.8	138.3	113.8	123.0	117.3	96.9	124.8	115.2
11	目標(kWh)	0	466,000	3,433,000	1,628,000	170,000	207,000	105,000	6,009,000
	実績(kWh)	1,260,552	792,972	4,805,700	1,887,984	229,474	257,557	220,264	9,454,503
	達成率(%)		170.2	140.0	116.0	135.0	124.4	209.8	157.3
12	目標(kWh)	0	347,000	3,767,000	2,600,000	147,000	189,000	108,000	7,158,000
	実績(kWh)	199,200	280,434	3,923,160	610,968	132,130	193,018	232,207	5,571,117
	達成率(%)		80.8	104.1	23.5	89.9	102.1	215.0	77.8
1	目標(kWh)	0	229,000	3,127,000	2,255,000	143,000	176,000	105,000	6,035,000
	実績(kWh)	783,000	141,012	3,117,720	1,794,696	81,331	168,434	78,120	6,164,313
	達成率(%)		61.6	99.7	79.6	56.9	95.7	74.4	102.1
2	目標(kWh)	0	377,000	4,061,000	2,058,000	227,000	182,000	128,000	7,033,000
	実績(kWh)	849,888	196,308	3,520,680	2,135,688	89,777	139,997	75,394	7,007,732
	達成率(%)		52.1	86.7	103.8	39.5	76.9	58.9	99.6
3	目標(kWh)	1,893,000	473,000	4,772,000	2,699,000	368,000	253,000	152,000	10,610,000
	実績(kWh)	685,944	89,742	4,871,580	3,142,056	239,738	222,052	87,062	9,338,174
	達成率(%)	36.2	19.0	102.1	116.4	65.1	87.8	57.3	88.0
計	目標(kWh)	4,819,000	2,610,000	24,340,000	14,313,000	1,352,000	1,267,000	728,000	49,429,000
	実績(kWh)	6,846,216	2,493,474	26,134,920	13,350,648	1,120,956	1,233,114	855,249	52,034,577
	達成率(%)	142.1	95.5	107.4	93.3	82.9	97.3	117.5	105.3

- (2) 電力料金について
当期の料金収入は、次のとおりである。
- ア 市房第一、市房第二、緑川第一及び緑川第二発電所
従量料金※ 1, 2 8 8, 9 8 6, 8 0 3 円 (消費税及び地方消費税込み)
※各月の電気料金収入は、供給電力量に26.40円/kWhを乗じた額(1円未満切捨て)
- イ 笠振、菊鹿及び緑川第三発電所
基本料金※1 2 8, 5 7 7, 0 0 0 円
従量料金※2 9, 6 2 7, 9 5 7 円
小 計 3 8, 2 0 4, 9 5 7 円
消費税相当額 3, 8 2 0, 4 9 3 円
合 計 4 2, 0 2 5, 4 5 0 円
※1 月額4,761,000円×5(月)+4,772,000円
※2 各月の電気料金収入は、供給電力量に3円/kWhを乗じた額

- (3) 修繕及び改良工事等について
当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

発 電 所 等	工 事 名	工 事 金 額 (円、税込)	工 期
発電総合 管理所	(改良) 発電総合管理所CVCf用蓄 電池等取替工事	11,741,163	R6.9.26 ~R7.3.19
緑川	(改良) 船津ダムゲート自動制御 装置CVCf用蓄電池取替工事	1,859,000	R6.10.25 ~R7.3.6
市房	(改良) 幸野ダム防災電話設備整 備工事	6,364,831	R6.11.26 ~R7.3.4

(4) 職員数について
令和6年度（2024年度）電気事業の職員数は、次のとおりである。
（令和7年（2025年）3月31日現在）（単位：人）

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	総務経営課	17	0	1	18
	工 務 課	12	0	0	12
	発 電 総 合 管 理 所	20	1	16	37
	計	50	1	17	68

(5) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

な し

<管理規程>

令和6年（2024年）10月11日

令和6年（2024年）10月11日

令和6年（2024年）10月11日

令和6年（2024年）10月11日

令和7年（2025年）3月31日

令和7年（2025年）3月31日

令和7年（2025年）3月31日

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程
（熊本県公営企業管理規程第7号）
熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程
（熊本県公営企業管理規程第8号）
熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する規程
（熊本県公営企業管理規程第9号）
熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する規程
（熊本県公営企業管理規程第10号）
熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程
（熊本県公営企業管理規程第1号）
熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程
（熊本県公営企業管理規程第3号）
熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程
（熊本県公営企業管理規程第4号）

2 経理の状況

令和6年度（2024年度）の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表

令和7年(2025年)3月31日

(単位:円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	151,995	営 業 収 益	3,965,280,833	3,965,128,838
	69,483	営 業 外 収 益	30,411,879	30,342,396
2,049,379,826	2,049,863,636	営 業 費 用	483,810	
32,295,754	32,295,754	営 業 外 費 用		
20,516,306,808	20,537,322,764	水 力 発 電 設 備	21,015,956	
	8,688,658	減価償却累計額(水力)	7,635,218,269	7,626,529,611
437,319,131	439,228,131	業 務 設 備	1,909,000	
		減価償却累計額(業務)	222,082,241	222,082,241
54,335,600	54,335,600	建 設 仮 勘 定		
21,481,293	21,481,293	事 業 外 固 定 資 産		
159,654,908	201,639,626	無 形 固 定 資 産	41,984,718	
287,761,441	287,761,441	投 資 そ の 他 の 資 産		
5,088,198,297	15,506,324,563	現 金 預 金	10,418,126,266	
263,889,534	728,624,122	未 収 金	464,734,588	
265,554,000	531,108,000	短 期 投 資	265,554,000	
48,840,000	543,369,400	前 払 金	494,529,400	
	50,838,568	雑 流 動 資 産	50,838,568	
	376,358,184	未 払 金	601,366,536	225,008,352
	136,173,464	未 払 費 用	323,743,083	187,569,619
	435,218,455	預 り 金	458,551,373	23,332,918
	347,497	前 受 金	347,497	
		資 本 金	5,178,625,311	5,178,625,311
		資 本 剰 余 金	7,016,312	7,016,312
	2,487,200,000	利 益 剰 余 金	3,613,661,728	1,126,461,728
	945,758,076	企 業 債 (固 定)	9,330,752,850	8,384,994,774
	89,404,451	退 職 給 付 引 当 金	663,239,052	573,834,601
		特 別 修 繕 引 当 金	467,608,250	467,608,250
	35,709,000	引 当 金 (流 動)	73,218,000	37,509,000
	759,549,039	企 業 債 (流 動)	1,705,307,115	945,758,076
		長 期 前 受 金	622,443,761	622,443,761
399,229,196	399,229,196	長期前受金収益化累計額		
29,624,245,788	46,658,050,396	合 計	46,658,050,396	29,624,245,788

3 令和7年度(2025年度)経営方針

「熊本県企業局経営戦略2020(第5期経営基本計画)」(令和2年(2020年)3月策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。

主要発電所のリニューアル工事が、令和4年度(2022年度)にすべて完了し、固定価格買取制度の適用により令和6年度(2024年度)に引き続き、安定的な電力料収入の確保を図る。

また、令和6年度(2024年度)に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般会計へ繰り出す。

4 令和7年度(2025年度)予算の概要

令和7年度(2025年度)予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	3,459,209,000円
(内訳)	
営業収益	3,428,408,000円
(うち電力料収入)	3,423,181,000円)
営業外収益	30,801,000円
事業費	3,109,402,000円
(内訳)	
営業費用	2,646,736,000円
営業外費用	253,266,000円
特別損失	169,400,000円
予備費	40,000,000円
差引純利益	349,807,000円
(2) 資本的収入及び支出	
資本的収入	265,554,000円
(内訳)	
他会計からの返還金	265,554,000円
資本的支出	2,299,026,000円
(内訳)	
建設改良費	303,267,000円
投資	500,000,000円
企業債償還金	945,759,000円
他会計への繰出金	500,000,000円
予備費	50,000,000円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の令和6年度(2024年度)下半期(令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

工業用水道事業においては、有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の3つの工業用水道を運営している。

有明工業用水道の令和6年度(2024年度)下半期末時点における受水企業数は13社、累計契約水量は2,687,594立方メートルで、前年度同期に比べ、14,767立方メートル減少し、給水能力に対する契約率は43.6パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み)は110,563,286円で、前年度同期の110,881,213円に対し、99.7パーセントとなった。

八代工業用水道の令和6年度(2024年度)下半期末時点における受水企業数は23社、累計契約水量は2,511,054立方メートルで、前年度同期に比べ、159,203立方メートル増加し、給水能力に対する契約率は50.5パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み)は90,897,729円で、前年度同期の77,579,093円に対し、117.2パーセントとなった。

苓北工業用水道の令和6年度(2024年度)下半期末時点における受水企業数は2社、累計契約水量は1,284,920立方メートルで、前年度同期に比べ、7,060立方メートル減少し、給水能力に対する契約率は98.1パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み)は63,278,213円で、前年度同期の63,625,895円に対し、99.5パーセントとなった。

なお、有明及び八代工業用水道においては、経営改善策の一環として、令和3年(2021年)4月から20年間、コンセッション(公共施設等運営権)方式により民間事業者が運営を行う官民連携事業を実施している。

※コンセッション(公共施設等運営権)方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、民間事業者が長期に安定して施設等の運営・維持管理を行うことで、民間の創意工夫を活用し、効率的かつ効果的に事業を実施する方法。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の当期各月の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道

給水能力：33,860㎥／日
契約水量：14,767㎥／日(令和7年(2025年)3月31日現在)
料金：基本使用水量50円／㎥、超過使用水量100円／㎥

月	受水企業数	契約水量(㎥／月)	料金収入(円、消費税及び地方消費税込み)
10	13	457,777	19,234,143 [13,211,242]
11	13	443,010	18,195,837 [12,520,138]
12	13	457,777	18,590,808 [12,804,011]
1	13	457,777	18,705,692 [12,869,321]

2	1 3	413,476	17,038,538 [11,705,177]
3	1 3	457,777	18,798,268 [12,935,333]
計		2,687,594	110,563,286 [76,045,222]

※ [] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額（内数）

八代工業用水道

給水能力：27,300 m³/日
契約水量：13,797 m³/日（令和7年（2025年）3月31日現在）
料金：基本使用水量35円/m³、超過使用水量70円/m³

月	受水企業数	契約水量（m ³ /月）	料金収入（円、消費税及び地方消費税込み）
10	2 3	427,707	15,850,569 [3,499,370]
11	2 3	413,910	14,922,138 [3,321,309]
12	2 3	427,707	15,454,861 [3,437,564]
1	2 3	427,707	15,383,174 [3,426,309]
2	2 3	386,316	13,907,124 [3,096,717]
3	2 3	427,707	15,379,863 [3,422,869]
計		2,511,054	90,897,729 [20,204,138]

※ [] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額（内数）

苓北工業用水道

給水能力：7,200 m³/日
契約水量：7,060 m³/日（令和7年（2025年）3月31日現在）
料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	受水企業数	契約水量（m ³ /月）	料金収入（円、消費税及び地方消費税込み）
10	2	218,860	10,778,157
11	2	211,800	10,430,475
12	2	218,860	10,778,157
1	2	218,860	10,778,157
2	2	197,680	9,735,110
3	2	218,860	10,778,157
計		1,284,920	63,278,213

- (2) 修繕及び改良工事等について
当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額（円、税込）	工 期
有 明	（改良）有明工水浄化槽設備改修工事	13,376,000	R6.8.7 ～R7.2.14
八 代	該当なし		
苓 北	（改良）苓北工業用水道水質自動観測装置更新工事	14,190,000	R6.8.7 ～R7.3.17

- (3) 職員数について
令和6年度（2024年度）工業用水道事業の職員数は、次のとおりである。
（令和7年（2025年）3月31日現在）（単位：人）

区 分			職 員	現 業 職 員	会計年度任用職員	計
有明	本 庁	総務経営課	2	0	0	2
		工 務 課	1	0	0	1
八代			0	0	0	0
苓北	都呂々ダム管理事務所		2	1	4	7
計			5	1	4	1 0

- (4) 条例等の制定、改廃について
＜条 例＞
な し
＜管理規程＞
令和6年（2024年）10月11日 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第7号）
令和6年（2024年）10月11日 熊本県行政文書管理規程の一部を改

令和6年（2024年）10月11日	正する規程 （熊本県公営企業管理規程第8号） 熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する規程
令和6年（2024年）10月11日	（熊本県公営企業管理規程第9号） 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する規程
令和7年（2025年）3月31日	（熊本県公営企業管理規程第10号） 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程
令和7年（2025年）3月31日	（熊本県公営企業管理規程第1号） 熊本県企業局半導体工業用水道整備室設置規程
令和7年（2025年）3月31日	（熊本県公営企業管理規程第2号） 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程
令和7年（2025年）3月31日	（熊本県公営企業管理規程第3号） 熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程
	（熊本県公営企業管理規程第4号）

2 経理の状況
令和6年度（2024年度）の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

令和7年(2025年)3月31日

(単位:円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	646,681,893	646,681,893
		営 業 外 収 益	337,581,763	337,581,763
1,101,072,817	1,101,082,363	営 業 費 用	9,546	
23,946,815	23,946,815	営 業 外 費 用		
14,359,330,608	14,376,999,913	工 業 用 水 道 設 備	17,669,305	
712,349,593	713,427,872	建 設 仮 勘 定	1,078,279	
	7,722,479	減 価 償 却 累 計 額	7,301,157,560	7,293,435,081
9,407,629,812	9,696,877,864	無 形 固 定 資 産	289,248,052	
319,620,343	327,369,321	投 資 そ の 他 の 資 産	7,748,978	
1,783,961,281	7,868,293,100	現 金 預 金	6,084,331,819	
372,705,317	1,194,634,179	未 収 金	821,928,862	
9,409,420	9,409,420	貯 蔵 品		
410,206,844	437,425,644	前 払 金	27,218,800	
	109,054,185	雑 流 動 資 産	109,054,185	
	216,386,395	企 業 債 (固 定)	2,185,851,916	1,969,465,521
	35,186,910	他 会 計 借 入 金 (固 定)	12,658,984,465	12,623,797,555
	4,295,833	退 職 給 付 引 当 金	97,167,668	92,871,835
		修 繕 準 備 引 当 金	278,357,483	278,357,483
		特 別 修 繕 引 当 金	23,890,000	23,890,000
	965,662,846	未 払 金	1,138,906,710	173,243,864
	22,860,860	未 払 費 用	108,503,542	85,642,682
	71,413,585	預 り 金	72,402,802	989,217
	384,490,904	前 受 金	401,341,732	16,850,828
	3,750,000	賞 与 引 当 金	7,877,000	4,127,000
	705,000	法 定 福 利 費 引 当 金	1,483,000	778,000
		資 本 金	30,000	30,000
		資 本 剰 余 金	348,810,608	348,810,608
		利益剰余金(△欠損金)	-5,530,413,442	-5,530,413,442
	9,540,380	工 事 受 託 金	9,540,380	
	232,008,492	企 業 債 (流 動)	448,394,887	216,386,395
	300,740,910	他 会 計 借 入 金 (流 動)	601,481,820	300,740,910
	279,663,894	長 期 前 受 金	13,981,577,952	13,701,914,058
4,667,542,842	4,767,006,676	長期前受金収益化累計額	99,463,834	
		運 営 権 者 更 新 投 資	582,594,441	582,594,441
33,167,775,692	43,159,955,840	合 計	43,159,955,840	33,167,775,692

3 令和7年度(2025年度)経営方針

「熊本県企業局経営戦略2020(第5期経営基本計画)」(令和2年(2020年)3月策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。

有明及び八代工業用水道については、令和3年(2021年)4月からコンセッション(公共施設等運営権)方式を導入しており、引き続き民間の技術力や経営ノウハウを活かした更新及び維持管理等の実施により、工業用水の安定供給や需要拡大に取り組ん

でいく。

4 令和7年度（2025年度）予算の概要

令和7年度（2025年度）予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益

1, 172, 793, 000円

(内訳)

営業収益

767, 163, 000円

営業外収益

405, 630, 000円

事業費

1, 278, 984, 000円

(内訳)

営業費用

1, 231, 010, 000円

営業外費用

37, 974, 000円

予備費

10, 000, 000円

差引純損失

106, 191, 000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入

813, 520, 000円

(内訳)

企業債

634, 000, 000円

補助金

143, 939, 000円

工事受託金

27, 832, 000円

会計内返還金

7, 749, 000円

資本的支出

1, 270, 841, 000円

(内訳)

建設改良費

738, 713, 000円

企業債償還金

216, 387, 000円

長期借入金償還金

35, 187, 000円

短期借入金償還金

265, 554, 000円

予備費

15, 000, 000円

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の令和6年度（2024年度）下半期（令和6年（2024年）10月1日から令和7年（2025年）3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

有料駐車場事業においては、利用者サービスの向上等を図るため、平成28年度（2016年度）から熊本県営有料駐車場及び第二有料駐車場ともに利用料金制による指定管理者制度（※）に移行し、指定管理者が管理運営を行っている。

当期の熊本県営有料駐車場（安政町）の利用台数は、102, 858台で、前年度同期比97. 7パーセントとなった。

また、熊本県営第二有料駐車場（新屋敷）の累計契約台数は220台で、前年度同期比107. 8パーセントとなった。

※利用料金制による指定管理者制度

条例に基づき指定された者が、料金を自らの収入として管理運営を行うこと。

(1) 利用台数について

当期各月の利用台数の状況は、次のとおりである。

月	県営有料駐車場（安政町）			県営第二有料駐車場（新屋敷）		
	利用台数(台)		前年同期比 (%)	利用台数(台)		前年同期比 (%)
	令和6年度	令和5年度		令和6年度	令和5年度	
10	17,197	17,422	98.7	37	35	105.7
11	17,076	17,507	97.5	37	34	108.8
12	18,448	18,967	97.3	37	34	108.8
1	16,024	16,796	95.4	37	34	108.8
2	15,811	16,169	97.8	36	33	109.1
3	18,302	18,434	99.3	36	34	105.9
計	102,858	105,295	97.7	220	204	107.8

(2) 修繕及び改良工事等について

なし

(3) 職員数について

令和6年度（2024年度）有料駐車場事業の職員数は、次のとおりである。

（令和7年（2025年）3月31日現在）（単位：人）

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本庁	総務経営課	1	0	0	1

(4) 条例等の制定、改廃について

＜ 条 例 ＞
な し

＜ 管 理 規 程 ＞

令和6年（2024年）10月11日

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

（熊本県公営企業管理規程第7号）

令和6年（2024年）10月11日

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

（熊本県公営企業管理規程第8号）

令和6年（2024年）10月11日

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する規程

（熊本県公営企業管理規程第9号）

令和6年（2024年）10月11日

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する規程

（熊本県公営企業管理規程第10号）

令和7年（2025年）3月31日

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

（熊本県公営企業管理規程第1号）

令和7年（2025年）3月31日

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程

（熊本県公営企業管理規程第3号）

令和7年（2025年）3月31日

熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程

（熊本県公営企業管理規程第4号）

2 経理の状況

令和6年度（2024年度）の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業会計残高試算表

令和7年（2025年）3月31日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	110,835,484	110,835,484
		営 業 外 収 益	2,967,223	2,967,223
28,543,247	28,543,247	営 業 費 用		
65,670	65,670	営 業 外 費 用		
2,158,739,593	2,158,739,593	有 料 駐 車 場 設 備		
		減 価 償 却 累 計 額	749,343,825	749,343,825
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
824,558,670	3,722,213,942	現 金 預 金	2,897,655,272	
26,681,806	55,595,020	未 収 金	28,913,214	
		未 収 収 益		
	476,372	雑 流 動 資 産	476,372	
		企 業 債 （ 固 定 ）	7,000,000	7,000,000
	645,000	退 職 給 付 引 当 金	18,644,293	17,999,293
	32,592,835	未 払 金	33,299,535	706,700
	152,246	未 払 費 用	1,098,407	946,161
	1,157,264	預 り 金	1,622,478	465,214
	618,000	賞 与 引 当 金	1,264,000	646,000
	120,000	法 定 福 利 費 引 当 金	245,000	125,000
		資 本 金	1,788,765,757	1,788,765,757
		資 本 剰 余 金	72,800	72,800
	134,942,000	利 益 剰 余 金	473,324,502	338,382,502
		長 期 前 受 金	74,590,053	74,590,053
54,108,926	54,108,926	長期前受金収益化累計額		
3,092,846,012	6,190,118,215	合 計	6,190,118,215	3,092,846,012

- 3 令和7年度（2025年度）経営方針
- 「熊本県企業局経営戦略2020（第5期経営基本計画）」（令和2年（2020年）3月策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。
- 有料駐車場事業においては、平成28年度（2016年度）から利用料金制による指定管理者制度を導入しており、引き続き民間のノウハウを活かした適切な維持管理と安定的な経営、サービス向上に努める。
- また、中心市街地活性化に関する施策への連携・協力による地域への貢献等に取り組むほか、令和6年度（2024年度）に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般会計へ繰り出す。
- 4 令和7年度（2025年度）予算の概要
- 令和7年度（2025年度）予算の概要は、次のとおりである。
- (1) 収益的収入及び支出
- 事業収益 115,212,000円
- (内訳)
- 営業収益 111,296,000円
- 営業外収益 3,916,000円
- 事業費 29,046,000円
- (内訳)
- 営業費用 27,989,000円
- 営業外費用 57,000円
- 予備費 1,000,000円
- 差引純利益 86,166,000円
- (2) 資本的収入及び支出

資本的収入	0円
資本的支出	50,000,000円
(内訳)	
他会計への繰出金	50,000,000円

熊本県公告第375号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）6月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1864番2
499.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志1873番地35
中尾 卓爾
中尾 眞佐子

熊本県公告第376号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）6月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福富字野稻迫915番及び同916番1
1,494.04平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
島根県浜田市横山町593番地内第1
阿弥陀寺

熊本県公告第377号
球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区理事長古川十市から令和7年（2025年）5月30日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年（2025年）6月6日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）6月13日

熊本県知事 木 村 敬

登 載 依 頼

熊本県監査委員告示第1号
熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和7年6月13日

熊本県監査委員 小 原 雅 之
同 竹 中 潮
同 松 村 秀 逸
同 吉 田 孝 平

熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程
熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程（令和5年熊本県監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「☐健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限りです。）を」の次に「提示し、又は」を加える。
別記第15号様式中「☐健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限りです。）を」の次に「提示し、又は」を加える。
別記第23号様式中「☐健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「法定代理人による」を「代理人による」に改め、「資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限りです。）を」の次に「提示し、又は」を加える。

附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

熊本県教育委員会告示第24号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）6月13日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
県立学校学習系ネットワーク用ルータ更新設置設定（令和7年度（2025年度）分）業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）6月25日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第35号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）6月13日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
県立学校学習系ネットワーク用ルータ更新設置設定（令和7年度（2025年度）分）業務委託
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務内容

県立学校学習系ネットワーク用ルータ更新設置設定（令和7年度（2025年度）分）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）2月27日（金）

(6) 履行場所

熊本県立第二高等学校外40校

(7) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれか該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に電子入札システム移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の（1）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3（3）の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）6月25日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様に示す書類を熊本県教育庁教育政策課へ提出し、審査を受け、本公告の受付けられた者であること。なお、熊本県教育庁教育政策課の審査を受ける期間は、公告の日から令和7年（2025年）7月3日（木）午後5時までとする。ただし、仕様適合審査の受付期間の終了後も随時受け付けるが、3（3）の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式2)

イ 2(5)の仕様適合証明願(書)(別紙様式1)

(2) 提出方法

電子入札システムによる入札の場合は、(1)ア及びイの書類を1つのファイルに集約のうえ電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年(2025年)7月11日(金)午後3時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 内容の確認

入札参加希望者は、契約担当者から(1)イの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)7月11日(金)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)7月29日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)7月28日(月)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年(2025年)7月29日(火) 午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)7月28日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の違い
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室
電話番号 096-333-2673
ファックス番号 096-384-1509
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班

- 電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity
Outsourcing of router, procurement (update), installation and configuration for prefectural school learning-network (for FY2025)
- (2) Date and place to tender
Date: July 29th, 2025, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2673
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第25号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）6月13日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
県立学校学習系ネットワーク回線及びコンテンツフィルタ運用業務
タ運用業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）6月25日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第36号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)6月13日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
県立学校学習系ネットワーク回線及びコンテンツフィルタ運用業務
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達役務の内容
県立学校学習系ネットワーク回線及びコンテンツフィルタ運用業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 調達役務の利用期間
仕様書に記載のとおり。
- (6) 回線敷設期限(納入期限)
仕様書に記載のとおり。
- (7) 初期設定期限
仕様書に記載のとおり。
- (8) 納入場所
仕様書に記載のとおり。
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等不得使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (13) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項**
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参

加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)6月25日(水)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。

(5) 提供しようとするサービスが仕様書に示す仕様に適合していること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

イ 2(4)の電気通信事業者であることを証明する書類

ウ 県立学校学習系ネットワーク回線及びコンテンツフィルタ運用業務に関する仕様確認書(以下「仕様確認書」という。)(別記様式2)

エ その他確認資料(カタログ等)

(2) 提出方法

電子入札システムによる入札の場合は、(1)アからエに掲げる書類を1つのファイルに集約のうえ電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イからエに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)アからエに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年(2025年)7月11日(金)午後3時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札担当部局

(5) 記入上の注意事項〔(1)ウ 仕様確認書(別記様式2)〕

ア 「回答」欄

仕様を満たしていれば「○」、満たしていなければ「×」を記入すること。

イ 「特記事項」欄

必要に応じて補足説明等を記入すること。なお、スペースが不足する場合は、別紙により説明書を添付すること。

ウ 「資料No.」欄

製品仕様書、カタログ等の一連番号を記入すること。

エ 「審査チェック」欄

記入しない。

オ その他

(ア) (1)ウの各項目の内容を確認できる資料として製品仕様書、カタログ等を必ず添付すること。

なお、内容の確認を行う上で必要な個所をマーカー、丸囲み等により分かりやすく表示すること。

(イ) 製品仕様書等の添付資料については、(1)ウの「資料No.」欄の番号のインデックスを付けること。

(6) 内容の確認

入札参加希望者は、契約担当者から（１）ウの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

（７）確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

（１）入札仕様等に対する質問の受付期間

１（２）の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）7月11日（金）午後3時まで受け付ける。

（２）仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1（２）の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）7月29日（火）まで行う。

（３）入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）7月28日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

（ア）日時 令和7年（2025年）7月29日（火） 午前10時

（イ）場所 1（３）の入札担当部局

（ウ）入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）7月28日（月）（必着）までに1（３）の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1（１）の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1（１）の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

（４）開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて（３）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に（３）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

（５）入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者が再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

（６）入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

（７）入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1（３）の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4（３）アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1（３）の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

（８）入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの借入代金）に借入月数（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity
Prefectural school learning-network improvement and operation

(2) Date and place to tender

Date: July 29th, 2025, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

- (2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuō-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2673
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者として指定及び委託をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和7年（2025年）6月13日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

指定公金事務 取扱者の名称 及び所在地	指定公金事務 に委託した公 金事務に係る 歳入	指定公金事務取扱者 の指定をした日及び 委託をした日	指定公金事務取扱者 が当該公金事務を行 うことができる期間
熊本県畜産農業協 同組合 熊本市東区桜木六 丁目3番54号	熊本農業高等学校 の実習生産品売払 代金の収納	令和7年（2025年） 4月7日	令和7年（2025年） 4月7日から 令和8年（2026年） 3月31日まで
熊本乳牛農業協同 組合 上益城郡嘉島町下 仲間770-2	熊本農業高等学校 の実習生産品売払 代金の収納	令和7年（2025年） 4月7日	令和7年（2025年） 4月7日から 令和8年（2026年） 3月31日まで
熊本県花き園芸農 業協同組合 熊本市南区南高江 五丁目6番71号	熊本農業高等学校 の実習生産品売払 代金の収納	令和7年（2025年） 4月3日	令和7年（2025年） 4月3日から 令和8年（2026年） 3月31日まで
熊本大同青果株式 会社 熊本市西区田崎町 484	熊本農業高等学校 の実習生産品売払 代金の収納	令和7年（2025年） 4月1日	令和7年（2025年） 4月1日から 令和8年（2026年） 3月31日まで
株式会社植木青果 市場 熊本市北区植木町 岩野76-1	熊本農業高等学校 の実習生産品売払 代金の収納	令和7年（2025年） 4月25日	令和7年（2025年） 4月25日から 令和8年（2026年） 3月31日まで
熊本県畜産農業協 同組合 熊本市東区桜木六 丁目3番54号	菊池農業高等学校 の実習生産品売払 代金の収納	令和7年（2025年） 3月28日	令和7年（2025年） 4月1日から 令和8年（2026年） 3月31日まで
菊池地域農業協同 組合 菊池市旭志川辺1 875番地	菊池農業高等学校 の実習生産品売払 代金の収納	令和7年（2025年） 3月28日	令和7年（2025年） 4月1日から 令和8年（2026年） 3月31日まで
熊本県花き園芸農 業協同組合 熊本市南区南高江	矢部高等学校の実 習生産品売払代金 の収納	令和7年（2025年） 4月11日	令和7年（2025年） 4月11日から 令和8年（2026年）

五丁目6番71号			3月31日まで
上益城農業協同組合 上益城郡甲佐町白旗543番地の1	矢部高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)4月25日	令和7年(2025年)4月25日から 令和8年(2026年)3月31日まで
緑川森林組合 上益城郡山都町下馬尾313	矢部高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)4月11日	令和7年(2025年)4月11日から 令和8年(2026年)3月31日まで
上益城農業協同組合 上益城郡甲佐町白旗543番地の1	矢部高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)4月11日	令和7年(2025年)4月11日から 令和8年(2026年)3月31日まで
八代青果食品株式会社 八代市新浜町1-1	八代農業高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)3月24日	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
八代青果食品株式会社 八代市新浜町1-1	芦北高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)3月31日	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
水俣芦北森林組合 水俣市小津奈木473番地1	芦北高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)3月31日	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
湯前木材事業協同組合 球磨郡湯前町4021-1	南稜高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)4月1日	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
ホワイト酪農業協同組合 球磨郡あさぎり町岡原北132-1	南稜高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)4月1日	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
熊本県畜産農業協同組合 熊本市東区桜木六丁目3番54号	南稜高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)5月8日	令和7年(2025年)5月9日から 令和8年(2026年)3月31日まで
球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町一武2657-4	南稜高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)4月1日	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
阿蘇森林組合 阿蘇市蔵原885-1	阿蘇中央高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)3月31日	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
熊本県畜産農業協同組合 熊本市東区桜木六丁目3番54号	天草拓心高等学校の実習生産品売払代金の収納	令和7年(2025年)3月28日	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで